

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程を廃止する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程を廃止する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に発売したトラフィカ京カードを所持する旅客は、廃止前の京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程第10条の規定により、払戻しを受けることができる。

(交通局企画総務部企画調査課)